

環生一資料 4

令和 3 年

第 2 回岐阜県議会定例会
条例その他議案関係資料

厚生環境委員会
(環境生活部)

議第34号	岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部を改正 する条例について	・・・	環生1
議第35号	岐阜県犯罪被害者等支援条例について	・・・	環生3
議第36号	岐阜県特定非営利活動促進法施行条例及び岐 阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改 正する条例について	・・・	環生4
議第61号	岐阜県環境基本計画の策定について	・・・	環生5

議第34号 岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部を改正する条例について

環境生活部環境管理課

1 条例改正の趣旨

- 温室効果ガスの排出の抑制等を促進し、地球温暖化防止を図るため、平成21年に岐阜県地球温暖化防止基本条例を施行。
- しかし、地球温暖化には歯止めがかかっておらず、近年、気候変動の影響により、豪雨災害などの被害が各地で発生。
- こうしたことから、温室効果ガスの排出の抑制対策（緩和策）を強化するとともに、気候変動の影響による被害の防止、軽減を図る対策（適応策）を推進するため、条例の改正を行うもの。

2 現状及び課題

- 人為的な温室効果ガスの排出量の増加により、日本も含む世界の平均気温は年々上昇傾向となっていることから、地球温暖化を防ぐため、気温上昇を2℃未満、可能なら1.5℃に抑える目標を掲げる「パリ協定」が採択。
- この目標を達成するため、国は2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会」の実現を目指す。岐阜県における温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けて、さらなる大幅な排出削減が必要。
- 地球温暖化その他気候変動により、気温の上昇や大雨の頻度の増加などがみられ、この影響により、豪雨災害、農作物の品質低下などの被害が顕在化。対策を行わなければ、被害はさらに拡大するおそれがある。このため、従来の緩和策に加えて、気候変動への適応も必要。

3 条例改正の概要

(1) 緩和策の強化

①「脱炭素社会」の実現を目指す旨を表記

条例前文において、「私たちは『脱炭素社会』の実現に向けて先導的な役割を果たしていく必要がある」ことを明記。

②県の率先実施

県は自らの事務、事業に関し、率先して温室効果ガスの排出の抑制のための取組を実施。

③事業者の温室効果ガス排出削減計画書等に対する評価、公表

事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者から提出される「温室効果ガス排出削減計画書」などに対し、県が評価し、高い評価の計画や実績を公表する制度を導入。

④中小排出事業者への支援

中小排出事業者の温暖化対策の促進に向けて、技術的助言その他の支援などを特に配慮して実施。

⑤エネルギーの地産地消や水素エネルギーの利用促進

事業者、県民及び市町村は、連携・協働し、再生可能エネルギーの効率的な地産地消を実施。また、水素エネルギーの利用について、事業者や県民の理解を増進。

(2) 適応策の追加

① 条例名の変更

条例名を「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」に改正。

② 気候変動適応を条例の目的に追加

条例の目的に、気候変動影響による被害の防止、軽減等を図るための基本的事項を定め、気候変動適応の推進を図ることを追加。

③ 気候変動適応に係る県、事業者、県民等の責務

県は、総合的かつ計画的な施策を策定し、実施。

事業者は、事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努める。

県民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深める。

④ 地球温暖化防止・気候変動適応計画の策定

緩和策と適応策を併せて推進するため、「地球温暖化防止・気候変動適応計画」を策定。

⑤ 適応策の推進

農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動及び社会資本に関する気候変動適応を図るための施策について、地域の特性を踏まえ推進。

⑥ 岐阜県気候変動適応センター

気候変動影響や適応に関する情報収集・整理・分析・提供、調査研究・公表や県民、事業者等に対する普及啓発や技術的助言を行う「岐阜県気候変動適応センター」を設置。

4 施行日

公布の日（温室効果ガス排出削減計画書等の評価・公表制度については、令和4年4月1日以後に提出されたものから適用）

議第35号 岐阜県犯罪被害者等支援条例について

環境生活部県民生活課

1 条例制定の趣旨

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、各主体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減、犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、この条例を定めるもの。

2 条例の概要

(1) 総則（第1条から第11条まで）

- 目的・定義・基本理念
- 責務（県、県民、事業者、民間支援団体）
- 市町村との連携協力
- 犯罪被害者等支援計画
- 総合的な支援体制の整備
- 広域的な犯罪被害者等支援が必要な事案への対応

(2) 基本的な施策（第12条から第26条まで）

- 相談及び情報の提供等
- 日常生活の支援
- 心身に受けた影響からの回復
- 安全の確保
- 居住の安定
- 雇用の安定
- 経済的負担の軽減
- 県民の理解の増進
- 学校における教育の実施等
- 民間支援団体に対する支援
- 人材の育成
- 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
- 個人情報の適切な管理
- 財政上の措置

(3) その他（附則）

「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」の犯罪被害者等の支援に関する規定を削る。

3 施行日

令和3年4月1日

議第36号 岐阜県特定非営利活動促進法施行条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

環境生活部県民生活課

1 改正の趣旨

特定非営利活動促進法の一部改正（令和2年12月9日公布、令和3年6月9日施行）に伴い、「岐阜県特定非営利活動促進法施行条例」及び「岐阜県事務処理の特例に関する条例」について、引用条文の項ずれの処理等、所要の規定の整理を行うもの。

<参考>特定非営利活動促進法の改正の概要

- ・ 設立の迅速化（設立認証申請書類の縦覧期間の短縮（1月間→2週間）等）
- ・ 個人情報保護の強化（個人の住所等の記載を除いて公表・縦覧・閲覧 等）
- ・ 事務負担の軽減（提出書類の削減 等）

2 改正の内容

- （1）岐阜県特定非営利活動促進法施行条例第2条第4項
 - ・ 引用条文（特定非営利活動促進法第10条第3項）の項ずれの処理
- （2）岐阜県事務処理の特例に関する条例別表第1
 - ・ 引用条文（特定非営利活動促進法第10条第2項）の改正に伴う文言整理

3 施行日

令和3年6月9日

議第61号 岐阜県環境基本計画の策定について

環境生活部環境企画課

1 計画の概要

- ・ 県の環境施策の基本的な指針となる計画。
- ・ 計画期間は5年間（令和3年度～令和7年度）。

2 策定までの経緯

- ・ 令和2年3月に環境審議会に諮問後、審議会における審議・県民等意識調査・県議会議員意見等を踏まえ策定。
- ・ 12月には市町村意見照会及びパブリック・コメントを実施。寄せられた意見を反映した計画案を先般2月3日に開催された審議会で答申。

3 計画の基本理念など

(1) 基本理念

自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現

(2) 取組方針

- ・ 環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す地域づくり（地域循環共生圏の創造）
- ・ 「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持ち、未来につなぐ人づくり

(3) 基本施策

基本施策	取組内容
「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none">・ 温暖化対策の推進・ 気候変動への適応
資源循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進・ 不適正処理対策の徹底・ 災害廃棄物・感染症への備え
美しく豊かな環境との共生	<ul style="list-style-type: none">・ 地域循環共生圏の創出支援・ 自然環境の保全及び活用・ 生物多様性の保全
安全・安心な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 水及び土壌の汚染防止・ 大気環境の保全
未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容	<ul style="list-style-type: none">・ 多様な主体間の連携による人づくり・ 環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドへの変容